

新田原飛行場周辺の航空機騒音状況

新田原飛行場周辺に設置している自動騒音測定装置で測定した各測定点の日ごとのWECPNL及び騒音発生回数は次のとおりです。

【平成20年7月】

No.	測定地点(場所)	上段: 単位(WECPNL)															
		下段: 騒音発生回数															
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日
1	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	-- 0	88.6 95	82.9 131	80.7 143	-- 0	-- 0	欠測 0	88.9 77	86.9 62	87.9 62	85.9 57	-- 0	-- 0	87.8 108	86.6 77	84.5 74
2	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	48.7 3	68.6 78	70.1 82	70.5 77	49.3 2	-- 0	71.4 101	欠測 101	69.9 64	70.6 70	68 49	-- 0	-- 0	71.2 101	69.2 94	66.4 50
3	個人宅 (宮崎県西都市)	-- 0	86.8 92	89.6 67	90.4 83	-- 0	-- 0	欠測 0	82.1 85	83.2 72	78.5 71	83.9 77	-- 0	-- 0	85.2 104	82.4 86	83.1 59
4	個人宅 (宮崎県西都市)	-- 0	76.3 72	72.8 59	73.1 75	-- 0	-- 0	76.5 99	70.4 52	68.5 44	70.8 46	71 55	44.7 1	-- 0	70.4 84	74.5 86	76.1 47
5	調殿地区学習等供用施設 (宮崎県西都市大字調殿)	-- 0	54.3 5	65.5 22	66.5 28	-- 0	-- 0	59.5 7	55.6 7	55.2 7	44.3 1	53.9 5	-- 0	-- 0	56.7 6	59.4 13	59.1 4
6	上新田地区学習等供用施設 (宮崎県児湯郡新富町大字新田)	63.7 2	64 11	69 43	68.9 44	60.2 1	-- 0	66.8 11	62.4 6	52.6 4	59.1 8	60.3 11	48.5 2	-- 0	57.3 12	66.4 22	60.2 11

No.	測定地点(場所)	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
1	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	72.1 22	79.2 41	72.6 2	-- 0	47.7 1	89.2 110	88.3 104	86 83	84.4 26	53 2	43.4 1	89.3 109	89.7 74	88.3 85	83.4 35
2	個人宅 (宮崎県児湯郡新富町)	64.2 7	62.6 17	48.4 2	46.6 1	45.1 1	72.7 81	73.9 86	72.1 62	61.9 9	48.6 1	-- 0	70 71	72.5 59	67.7 64	70.2 56
3	個人宅 (宮崎県西都市)	79 3	83.5 26	-- 0	73.3 1	-- 0	84.5 72	84.7 109	84.4 64	64.6 8	-- 0	-- 0	87.9 131	84.1 75	81.2 67	85.9 55
4	個人宅 (宮崎県西都市)	65 8	67.9 28	57.7 3	56.4 3	-- 0	73.9 83	72.8 82	71.2 67	65.1 21	-- 0	49.9 1	74.3 98	79.3 54	75.1 65	72.2 55
5	調殿地区学習等供用施設 (宮崎県西都市大字調殿)	56.8 2	61 2	-- 0	46.8 1	-- 0	54.2 4	59.3 5	55.1 7	-- 0	46.3 1	-- 0	55.5 8	55.6 4	54.4 5	63.8 6
6	上新田地区学習等供用施設 (宮崎県児湯郡新富町大字新田)	65.6 6	66.3 11	62.4 1	-- 0	-- 0	67.3 20	66 20	58.9 7	62.6 1	-- 0	-- 0	68.6 43	60 5	63.5 22	62 14

WECPNLとは？

WECPNLは、「Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level」(加重等価連続感覚騒音基準)の略で、音響の強度(dB(A):デシベル)、ひん度、継続時間、発生時間帯などの諸要素により、多数の航空機から受ける騒音の総量(総暴露量)を1日の平均として総合的に評価する基準で、ICAO(国際民間航空機構)で提案された航空機騒音の「うるささ」を表す単位です。

この評価方法は、環境省告示の「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年環境省告示第154号)において、同単位を用いて環境基準を定めています。

※欠測と記載している日について、測定地点No.1は、騒音測定器の不具合のため、測定地点No.2、3は、騒音測定器の定期点検のためそれぞれ欠測扱いとしています。

お問い合わせ先
九州防衛局 企画部 住宅防音課
092-483-8824